

平成30年5月改正

株 式 取 扱 規 則

株式 神 戸 製 鋼 所

(沿革)

昭和39年5月8日	〔全般〕
昭和40年3月9日	〔株券の種類変更〕
昭和41年11月5日	〔名義書換代理人の住所変更〕
昭和42年3月10日	〔商法改正に伴う変更〕
昭和42年5月9日	〔名義書換代理人事務取扱場所変更〕
昭和53年1月1日	〔名義書換代理人の住所表示変更〕
昭和57年6月29日	〔商法等改正による変更〕
昭和61年6月27日	〔附則を削る〕
平成元年1月24日	〔名義書換代理人事務取扱場所の住所表示変更〕
平成元年3月24日	〔消費税法施行に伴う変更〕
平成3年12月16日	〔株券等の保管振替制度導入に伴う変更〕
平成10年12月18日	〔単位未満株式買取価格基準の証券取引所に 関する変更〕
平成11年10月1日	〔単位未満株式の買取手数料算定基準に関する変更〕
平成12年4月1日	〔名義書換代理人の名称及び同事務取扱場所の 住所変更〕
平成12年6月29日	〔名義書換代理人及び請求、届出又は申出方式 並びに買取代金の支払期日の変更〕
平成13年10月1日	〔商法改正に伴う変更〕
平成15年4月1日	〔商法改正等に伴う変更〕
平成15年5月6日	〔名義書換代理人の住所変更〕
平成16年6月25日	〔定款の条数繰り下げに伴う変更〕
平成17年10月1日	〔名義書換代理人の名称変更〕
平成18年6月28日	〔会社法の施行に伴う変更、定款の株式事務に係 る条項の移設、単元未満株式の買増制度導入に 伴う変更、株主の権利行使手続きに関する取扱 いに係る規定の新設〕
平成18年12月1日	〔株主名簿管理人事務取扱場所変更〕
平成19年5月7日	〔株主名簿管理人事務取扱場所変更〕
平成21年1月5日	〔株式等の取引に係る決済の合理化を図るための 社債等の振替に関する法律等の一部を改正する 法律の施行に伴う変更、単元未満株式の買取・ 買増請求に関する手数料の廃止〕
平成21年6月24日	〔定款の条数繰り上げに伴う変更、少数株主権の 行使方法の変更〕
平成21年10月13日	〔株主名簿管理人事務取扱場所変更〕
平成22年1月6日	〔附則を削る〕
平成30年5月16日	〔会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの提起 請求時に電磁的方法を使用する場合の宛先変更〕

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

第 1 条（目 的）

株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きに関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、本会社定款第10条に規定する本規則の定めるところによる。

第 2 条（株主名簿管理人）

本会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

第 2 章 株主名簿への記載又は記録等

第 3 条（株主名簿への記載又は記録）

株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行なうものとする。

②前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの

通知によらず株主名簿記載事項の変更を行なうものとする。

- ③株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

第4条（新株予約権原簿への記録等）

新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行なうものとする。

- ②前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第 3 章 諸 届

第5条（株主名簿記載事項に係る届出）

株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出でなければならない。変更があった場合も同様とする。

第6条（法定代理人）

株主及び登録質権者の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出でなければならない。変更及び解除があった場合も同様とする。

第7条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定めて、常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出でなければならない。変更及び解除があった場合も同様とする。

第8条（共有株式の代表者）

株式が数人の共有に属するときは、その代表者1人を定め、共有

代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出でなければならない。変更があった場合も同様とする。

第9条（法人の代表者）

株式が法人の所有に属するときはその代表者1名を定め、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出でなければならない。変更があった場合も同様とする。

第10条（機構経由の確認方法）

本会社に対する株主等からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主等本人からの届出とみなす。

第4章 株主確認

第11条（株主確認）

株主（個別株主通知を行なった株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行なったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、本会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ②本会社に対する株主等からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主等本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- ③代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
- ④代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第5章 株主権行使の手続き

第12条（少数株主権等）

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を本会社に対し

て直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名又は記名押印した書面により行なうものとする。

第13条（株主提案議案の株主総会参考書類記載等）

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとする。

1. 提案の理由

各議案ごとに400字

2. 提案する議案が役員等の選任に関する議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

- ②株主は、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの提起の請求をする場合において、電磁的方法により法令が定める事項を本会社に対して提供するときは、aastock@kobelco.comを宛先として送信するものとする。

第14条（単元未満株式の買取請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行なうものとする。

第15条（買取価格の決定）

前条の買取請求の買取価格は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格に、買取請求のあった株式数を乗じて得た額とする。

- ②前項の場合に、買取請求をされた日に売買取引のないとき又はその日が東京証券取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格に、買取請求のあった株式数を乗じて得た額を買取価格とする。

第16条（買取代金の支払）

本会社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、本会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求書に指

定の支払い方法により、支払うものとする。

- ②買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

第17条（買取株式の移転）

買取請求のあった単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に本会社の振替口座に振替えるものとする。

第18条（単元未満株式の買増請求の方法）

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行なうものとする。

第19条（自己株式の残高を超える買増請求）

同一日になされた買増請求の合計株式数が、本会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第20条（買増請求の効力発生日）

買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第21条（買増価格の決定）

買増価格は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格に、買増請求のあった株式数を乗じて得た額とする。

- ②前項の場合に、買増請求をされた日に売買取引のないとき又はその日が東京証券取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格に、買増請求のあった株式数を乗じて得た額を買増価格とする。

第22条（買増株式の移転）

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代

金が本会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第23条（買増請求の受付停止期間）

本会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

②前項にかかわらず、本会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 6 章 特別口座の特例

第24条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。